

○白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例

昭和49年3月15日

条例第9号

〔注〕平成18年3月から改正経過を注記した。

改正 平成7年3月15日条例第11号

平成11年3月9日条例第12号

平成17年3月25日条例第6号

平成18年3月22日条例第8号

平成19年3月16日条例第4号

平成19年6月28日条例第14号

平成21年3月30日条例第8号

平成25年3月22日条例第11号

平成27年7月10日条例第23号

平成28年7月4日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者又はその保護者に対し医療費の一部を支給して医療費負担を軽減することにより、その健康保持と生活の安定を確保し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において重度心身障害者とは、次に掲げる者をいう。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第

4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で身体障害

者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号

の1級又は2級の障害のあるもの

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に

規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第

37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所が判

定した知的障害者であって、知事が交付する障害の程度(A)の1、

(A)の2、(A)、Aの1又はAの2の療育手帳を所持するもの

2 この条例において保護者とは、障害者の配偶者、親権を行う者又は未成年後見人その他の者で、現に障害者を監護又は扶養しているものをいう。

(一部改正〔平成27年条例23号〕)

(受給権者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることのできる重度心身障害者（以下「受給権者」という。）は、次に掲げる要件を備えたものとする。

(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者（本市の区域外に設置されている障害者支援施設等に現に入所している者であって、当該障害者支援施設等の入所直前に本市の住民基本台帳に記録されていたものを含む。）であって、規則に定める法律（以下「医療保険各法」という。）に基づく保険による被保険者及び被扶養者であること。

(2) 受給権者及び当該受給権者と生計を一にする者として規則で定めるものについて助成事由の生じた月の属する年度（助成事由の生じた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第29条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額を規則で定めるところにより合算した額が規則で定める額未満であること。

2 前項の規定にかかわらず、65歳に達した日以後に重度心身障害者となった者については、受給権者としなない。

(全部改正〔平成19年条例14号〕、一部改正〔平成27年条例23号〕)

(助成の範囲)

第4条 助成は、医療保険各法その他の法令に基づき、受給権者が負担すべき額から次に掲げる額を控除した額について行うものと

する。

(1) 医療費に対する高額療養費及び附加給付

(2) 受給権者の属する世帯の市町村民税に応じて規則で定めるところにより受給権者が負担すべき額

2 受給権者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他の法律又は白井市子ども医療費の助成に関する規則（昭和48年規則第8号）に基づき医療の給付を受けることができるときは、その限度において支給しないものとする。

（一部改正〔平成19年条例4号・25年11号・27年23号・28年20号〕）

（助成の始期）

第4条の2 助成は、市長が次条第1項の規定による申請を受理した日から行うものとする。ただし、申請ができない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、転入により受給権者となったときは、転入があった日から助成を行うものとする。

（追加〔平成28年条例20号〕）

（助成の申請及び受給券の交付等）

第5条 助成を受けようとする者又はその保護者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき、受給資格があると認めたときは、その旨を通知し、受給券を交付するものとする。

3 前項の規定により受給券の交付を受けた受給権者は、医療保険各法に基づき指定された病院、診療所、薬局等の医療機関のうち千葉県と重度心身障害者に係る医療費の現物給付の取扱いに関する契約を締結している者（以下「契約医療機関」という。）において医療の給付を受けるときは、被保険者証等及び受給券を提示するものとする。

(全部改正〔平成27年条例23号〕、一部改正〔平成28年条例20号〕)

(助成の方法)

第6条 市長は、受給権者が契約医療機関において医療の給付を受けたときは、当該契約医療機関に助成する額を支払うものとする。ただし、受給権者が契約医療機関以外の医療機関で医療の給付を受けたとき又は受給券を提示しなかったときは、当該受給権者に助成する額を支払うものとする。

(追加〔平成19年条例14号〕、一部改正〔平成28年条例20号〕)

(損害賠償との調整)

第7条 市長は、受給権者又はその保護者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部又は一部を支給せず、又は既に支給した医療費に相当する金額を返還させることができる。

(一部改正〔平成27年条例23号〕)

(不正利得の徴収)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

(一部改正〔平成27年条例23号〕)

(受給権の保護)

第9条 この条例により医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(一部改正〔平成27年条例23号〕)

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成27年条例23号〕)

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（平成 7 年条例第 1 1 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の白井町重度心身障害者医療費助成に関する条例第 4 条第 1 項の規定は、平成 6 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 1 年条例第 1 2 号）

この条例は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 7 年条例第 6 号）

この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年条例第 8 号）

この条例は、平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年条例第 4 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 1 9 年条例第 1 4 号）

改正 平成 2 1 年 3 月 3 0 日条例第 8 号

（施行期日）

1 この条例は、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から障害者自立支援法施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号。以下「施行令」という。）附則第 1 2 条に規定す

る経過的特例期間の終了の日までの間は、改正後の条例の規定にかかわらず、施行令第35条第1項第1号に規定する高額治療継続者である重度心身障害者については、適用しない。

附 則（平成21年条例第8号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第11号）抄

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第23号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受けた医療の給付について適用し、同日前に受けた医療の給付については、なお従前の例による。

3 施行日前にこの条例による改正前の白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例第2条の規定に該当していた65歳以上の者で、施行日以後も引き続き新条例第2条の規定に該当するものについては、新条例第3条第2項の規定は、適用しない。

（準備行為）

4 新条例の規定による受給券の交付その他新条例の施行のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則（平成28年条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の白井市重度心身障害者の医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療の給付について適用し、同日前に受けた医療の給付については、なお

従前の例による。